

2024年3月

Contents

I. 【シンガポール】雇用契約における競業避止義務条項の法的強制力について

I. 【シンガポール】雇用契約における競業避止義務条項の法的強制力について

1. はじめに

日本や他の多くの法域におけるのと同様、シンガポールにおいても、競争禁止 (non-compete) 及び勧誘禁止 (non-solicitation) (以下「競業避止義務条項」) を契約中に規定することは一般的なプラクティスとして行われている。特に雇用契約において、雇用主が従業員の権利を制限するために規定する競業避止義務条項は、雇用主側の自社の利益保護に係る要請には沿うものであり、多くの企業の契約に盛り込まれているのが実情である。

しかしながら、雇用契約中の競業避止義務条項は、シンガポールにおいては、(i) 雇用主の正当な利益を保護するものであり、(ii) 当事者及び公共の利益に照らして合理的である場合を除き、原則として無効・執行不能であると考えられているため、しばしば如何なる内容の規定を設計すべきかが議論の対象となる。そのような背景もあり、雇用契約に含まれる競業避止義務条項の法的強制力につき判示した今年初めの *Shopee Singapore Private Limited v Lim Teck Yong* [2024] SGHC 29 (以下「本件」) の判決は注目に値する。

本稿では、本件の重要な事実と要点を解説する。

2. 本件の概要

本件において、Shopee Singapore Private Limited (以下「Shopee」) は、元従業員 Lim Teck Yong 氏 (以下「Lim 氏」) に対して競業他社への入社と Shopee の顧客及び従業員への勧誘を制限するよう、Lim 氏との間のかつての契約に基づく差止命令を求めて訴えを提起した。

Shopee は、東南アジア、台湾及びブラジルを含む様々な市場で事業を展開している国際的な電子商取引プラットフォームである。Lim 氏は Shopee に 8 年間勤務し、本社の地域事業部長を皮切りに、様々な役職を経て Shopee ブラジル事業部のエグゼクティブ・ディレクターに就任し、その後退職した。2015 年 8 月 17 日、Lim 氏は入社に際して不作為契約及び従業員機密保持契約に同意し、署名した。不作為契約には競業避止義務条項が含まれ、従業員機密保持契約には Lim 氏の雇用期間中及び雇用終了後に「機密情報」の開示を制限する条項が含まれていた。

Lim 氏は、Shopee の退職後すぐに ByteDance Pte Ltd (以下「ByteDance」) に入社した。ByteDance では、アメリカ、イギリス及び東南アジアの一部で展開されている電子商取引プラットフォームである TikTok Shop の

マネジメントを担当していた。

Shopee は、不作為契約及び従業員機密保持契約の関連条項に基づき、Lim 氏に対して、ByteDance への転職やその後の事業活動に関し、差止命令請求を行った。また、Shopee は当該請求に加え、不作為契約及び従業員機密保持契約内の関連条項が有効かつ執行可能であることの宣言を求めるとともに、Lim 氏の同条項違反により発生した損害賠償を請求する手続開始も開始した。

3. 高等裁判所の判決

競業禁止義務条項を執行するための暫定的差止命令は、以下の要件に沿って判断される。

- (a) 競業禁止義務条項が正当な所有者の権利を保護するか、並びに当事者及び公共の利益に照らして合理的であるか
- (b) 審理されるべき重大な問題があるか
- (c) 審理されるべき重大な問題がある場合、比較衡量が差止命令を認める理由になるか

シンガポール高等裁判所は、(a)に関して、雇用契約における競業禁止義務条項は、それ以外の契約における同種の条項に比べてより厳格な基準があることを前提に、本件の不作為契約内の競業禁止義務条項は、従業員機密保持契約に基づく Shopee の機密情報の保護以上に Shopee の正当な利益を保護するものではないと判断した(上記(i)のポイント)。また、競業禁止義務条項は、Lim 氏が(ブラジルで勤務していたことから)今回問題となっているシンガポールの市場で勤務しておらず、当該市場に関する職責や情報を有していない場合であっても、当該市場にいる競業他社での勤務を制限するものであり、合理的であるとはいえないとも判断した(上記(ii)のポイント)。上記のとおり、一般的に、競業禁止義務条項は、その範囲、地域及び期間について合理的である必要があるところ、本件では、範囲と地域が判決の焦点となった(今回の競業禁止義務条項は、退職後 12 か月間適用されるものであったが、その合理的については判断されなかった。)

なお、シンガポール高等裁判所は、(b)に関して、Lim 氏が競業禁止義務条項に違反した、又は違反しようとしていたという証拠がなく、審理されるべき重大な問題はないと判断し、(c)については判断しなかった。

4. 結語

本件では、競業禁止義務条項が Shopee の正当な利益を保護せず、地理的範囲が広範で合理的でないことから、法的強制力が否定され、差止命令の請求は棄却された。今回の判断内容は、シンガポール国内で従業員を雇用する日本企業においても、雇用契約に盛り込む競業禁止義務条項について検討するうえで参考になるものである。本件で条項の法的強制力が否定されたことを踏まえても、保護される企業の利益の側面と、制限の範囲の合理的とを、慎重に衡量して規定を作っていくことが必要であろう。

なお、シンガポール労働省(MOM)は、今年の下半期に、雇用契約における競業禁止義務条項規定に関するガイドラインを公表する予定である。当該ガイドラインにおいては、さらに規定策定の指針となるような内容が含まれることが期待され、注目される。

【シンガポール】 弁護士 <u>高橋 玄</u> 弁護士 <u>ジェスリン コー</u>
--

【セミナー】

- ✧ 大河内亮弁護士及び山口健次郎弁護士が Mazars の Global Japan Desk のセミナーにて講演を行います。

2024 年 4 月 9 日(火)13:30～17:30

「日系企業のインド・アフリカへのビジネス展開」

会場:東京都港区赤坂 1-8-1 赤坂インターシティ AIR 4F

お申込み:<https://forms.office.com/r/bVmGRzCEhf> (締切:3 月 29 日)

【お問い合わせ】

communication@mazars.jp

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com